

Title	明治末期の労働運動と社会主義理論との関係：明治四十年を中心に
Sub Title	Labor movement and its effecton on social theories in the late Meiji period
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.9 (1964. 9) ,p.19- 51
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640915-0019">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640915-0019</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 明治末期の労働運動と社会主義理論との関係

—明治四十年を中心に—

中 村 勝 範

## 一 序 論

- 二 日露戦争後における労働争議の類充
- 三 明治四十年の争議に対する直接行動論者の反応
- 四 明治四十年の争議に対する社会主義論者の反応
- 五 結 び

## 一 序 論

幸徳秋水は明治三十九年六月にアメリカから一箇の爆弾を抱いて帰国した。「直接行動」論という爆弾である。それまで議会を通じ平和的な手段によつて社会主義社会を実現しようとしていたわが国の社会主義者の運動方針は、この幸徳のもちかえつた一箇の爆弾によつて急激に変質させられていった。社会主義者のあいだでは「直接行動」(direct action)すなわちゼネラル・ストライキにより一挙に社会主義革命を達成しようという幸徳理論の支持者たちが議会主義派を圧倒していった。

直接行動論の支持者たちが議会主義者たちを数の上で圧倒していった理由はいくつか考えられる。その一つの原因として明治末年におけるわが国の労働者の運動が、直接行動論を有利に展開せしめる背景となつたのではないかと考えられる。明治四十年に爆発的に激増した労働争議がもしなかつたならば直接行動論はわが国の社会主義運動をまったく変質せしめるほどの力はなかつたのではないかと考える。そこで本稿は明治四十年を中心として明治末期の労働者の運動が社会主義の運動と理論を議会主義から直接行動へと変質せしめる上にいかに大きな役割を演じたかをまず見て行きたい。そして第二にはそれでは直接行動論というものが労働運動の中において有効であつたかどうかという点を検討していきたい。

ところで幸徳のいう直接行動論とはどういうものであつたか。その内容を概観しておこう。幸徳はかつてドイツの社会主義者の主張と運動、その流れを汲むわが国諸先輩の説に信頼して普通選挙さえ行われれば必ず多数の同志が選出される、同志が議会でも多数を占めれば議会の決議で社会主義を実現できると信じていた。しかしながら獄中においてクロポトキンの書をよみ、アメリカでI・W・W (Industrial workers of the world) の人々と接し、ロシアの亡命社会主義者と交わり、日本の状況を考へてみるにつれて普通選挙が実現されて議会に社会主義者を多数送ればおのずから社会主義社会を実現できると考へたのは甚だ幼稚で単純な考へであつたと彼の考へは変化するのである。なぜかといへば、まず議会制度というものはブルジョアジーが貴族の専制政治を倒すと共に他方において労働者階級の血と汗とを搾取するために考へだした機関である。したがつて労働者階級がブルジョアジーを倒すために、議会にたよらねばならぬという理由はどこにもないというのが議会主義否定の第一点であつた。第二には議会主義と密接な関係をもつ普通選挙制度であるが、これには瞞着、脅迫、嚮応、買収といったものともなうから国家とか人民について真面目に考へる代議士をえらべるはずがない、こういうことから普通選挙それ自体が社会主義と結びつかぬとるのであつた。そこで日本の社会主義運動は議会主義をとることをやめて、団結せしめる労働者の直接行動をとることを提唱するのである。労働者階級の欲するところは政権の略取ではなくてパンの略取であ

る、法律ではなくて衣食である。したがつて労働者の革命はブルジョアの革命と次のように違ふというのである。すなわちブルジョアの革命は貴族に対する革命であつたから議会によつて出来たのである、しかし今日の革命は労働者の革命である、労働者は議会に上る必要はない、議会はとれなくとも土地、金をとればいい、取るべき権利ありと信ずるところのものさえ取ればいい、という。そしてパンや土地や金をとる手段として直接行動すなわちゼネストをとくのであつた。<sup>(註1)</sup>

以上が幸徳の直接行動論の概略である。彼は決してテロリズムを鼓吹していたわけではない。労働者の組織されたゼネストによつて一挙に現在の秩序と権力と生産関係を崩壊させてしまふことを説いたのである。幸徳の直接行動論も社会主義革命のための一つの有力な理論であることは間違いない。しかしながらそのような理論が有効性を發揮するためには何よりもまずその理論の担い手たる労働者の組織がなくてはならない。そのような組織は果して存在していただであらうか。存在してはなかつた。また直接行動論をうけいれるだけの意識が労働者の側に準備されていなくてはならないがこの面もまつたく熟しておらなかつたといつてよい。それにもかかわらず社会主義者のあいだで直接行動論が熱つぽく論議されたのは、一つの理由として時あたかも沸騰した労働争議の影響であらうと思う。しかし現実を無視した理論というものは紙や口先では可能なことでも現実には厳しく拒否される。現実が直接行動論を完膚なきまでに拒否した後に残つたものは何であつたか。それは直接行動論によりかつて労資協調主義あるいは改良主義といつて軽侮された労働組合主義者の一群であつた。そして彼等労働組合主義者はまた直接行動論と真つ向から対立する議会主義的社会主義者であつた。

(註1) 「世界革命運動の潮流」(光 第十六号 明治三十九年七月五日)、「余が思想の変化(普通選挙に就て)」(日刊平民新聞 第十六号 明治四十年二月五日)、「幸徳秋水氏の演説」(日刊平民新聞 第二十八号 明治四十年二月十九日)及び拙稿「直接行動論の擡頭——幸徳秋水の理論をめぐる——」(本誌 第三十一卷第十号)、拙稿「幸徳秋水の生涯と思想——急進主義を中心にして——」(本誌 第三十卷第十一号)、拙稿「社会主義理論の変質——明治三十年代末期を中心として——」(本誌 第三十六卷第六号)

## 二 日露戦争後における労働争議の頻発

わが国で本格的な労働組合運動が開始されたのは明治三十年の職工義友会・労働組合期成会からである。労働組合期成会を母胎として鉄工組合、日鉄矯正会、活版工組合等が生まれ、三年は労働組合運動が順調に展開されていた。労働組合期成会演説会において長時間にわたり熱弁を振つた元農商務大臣金子堅太郎は「富国」という視点からではあつたが、労働者は一人々々で散在していると力が弱く政治家、資本家、世間からも侮蔑されるから団体・組合をつくり労働者の地位を上げることに努力しなくてはいけない、明治政府は労働者が団体をつくつて労働者たちの地位が高まればそれだけ国が富むと考えているから外国の政府と違つて労働者の団体を禁止しようとした法律はひとつもつくつていない、これからの労働者は鉄工、木工、左官、大工というようにわかれて労働組合をつくり、これを大きく連合していかなくては労働者の地位は高まらない、といつて労働者を激励した。<sup>(註1)</sup> 明治の実力者の一人である金子によりこのように支援された労働組合運動はそれから一年四ヵ月そこそこのうちに治安警察法という組合運動弾圧法によつて急速に凋落していくのである。この法律の公布以後わが国においては労働組合の結成は違法となるのである。明治三十年、三十一年とその数を増加してきた争議は治安警察の威力により半減以下になつていくことは明治後期の労働者数の増加と争議の趨勢を示した次の表により明らかである(但し明治三十年の争議件数・参加人員は下半期の<sup>(註2)</sup>のみ)。

明治の社会主義・労働運動を研究している者なら左表の数字はきわめて不正確なもので争議件数とその参加人員はじつはこれの何倍もの数量にのぼることは誰でも知つている。明治時代の労働運動、社会主義運動の機関紙誌は左表の数字を何倍も上廻る争議を克明に記録している。しかしながら政府統計による左表でも明治後半期における労働者数と争議及び争議参加人員の趨勢は推察できよう。

明治三十三年の治安警察法の出現以来、組織を背景とする組織的、計画的な争議は影を薄め労働者の本能的な、または突発的な騒擾またはストライキが発生したのである。明治四十年はストライキの年とよぶにふさわしい記録を示したが、そのどれをとつてみても突発的なものであつた。この明治四十年を一大頂点にしてその前と後ではその数は減少しているが、明治四十年の大逆事件の年を明治四十年以後では底辺として、社会運動の窒息状態にあつた「暗い谷間の時代」においても争議の件数を増加させていることは、労働者階級の本能的な反発をさそう抑圧搾取がきびしくなつてきたことを示している。そしてまたそのことは同時にこのころになつてようやくここにはじめて労働者階級はみずからの現実的な利益を擁護しその権利を伸張せしめるための労働組合を必要とする時期に到達したことを示したものと考える。すなわち労働組合を組織していく機が熟してきたのである。しかしながら組合結成の運動は二つの点で阻害された。一つは治安警察法という弾圧法のため、そして二つには労働組合主義を否定する直接行動論のためである。前者は権力の側からの圧迫であり、後者は労働者を指導する側の対立とその対立のなかでの直接行動派のイデオロギー上での勝利である。権力の側からの圧迫はしばらくおき、ここでは労働者を指導する側の対立抗争がどのような労働者の動きを背景として激化されていったかが検討される。そしてそのためには明治末年の労働争議の概略が見られなくてはならない。左

大正 元年	四四年	四三年	四二年	四一年	四〇年	三九年	三八年	三七年	三六年	三五年	三四年	三三年	三二年	三一年	三〇年	明治二九年
八六三、四四七	七九三、八八五	七一七、一六一	六九二、二二一	六四九、六七六	六四三、二九二	六一二、一七七	五八七、八五一	五二六、二二五	四八三、八三九	四九八、八九一	四三三、八一三	四二二、〇一九	四二二、一七一	四二二、二〇五	四三三、二五四	四三四、八三二
一九八・五七	一八二・五七	一六四・九二	一五九・一九	一四九・四〇	一四七・九四	一四〇・七八	一三五・一九	一一一・〇二	一一一・七三	一一四・七三	九九・七六	九七・〇五	九七・三一	九四・七九	一〇〇・五五	一〇〇・〇〇
四九	二二	一〇	一一	一三	五七	一三	一九	六	九	八	一八	一一	一五	四三	三二	—
五、七三六	二、一〇〇	二、九三七	三、一〇	八二二	九八五五	二、〇三七	五、〇一三	八七九	一、三五九	一、八四九	一、九四八	二、三一六	四、二八四	六、二九三	三、五一七	—

に明治三十八年以降の主要争議を列举しよう。<sup>(註3)</sup>

明治38年

1月 大倉組のスト。

2月 東京の更紗工、問屋に賃上スト。浦賀ドック三百余名の賃上スト。

5月 門司石炭仲仕七千余名賃上スト。栃木県茂木の煙草工五百余名スト。

7月 王子製紙中部工場三百余名のスト。大阪アルカリのスト。銚子汽船三三名のスト。

8月 兵庫県製塩労働者三千六百余名手当削減反対、日光の彫刻工賃下反対スト。大阪玉造の刻昆布工スト。兵庫御影町樽工二百五十名賃上スト。新発田官営煙草製造場三百余名スト。大阪アルカリ製造工百二十名のスト。

明治39年

1月 大湊海軍修理工場全員賃上スト、軍隊出動。千住の煙草切工、荏原の中島工場、巢鴨の吉原工場、谷中の岡田工場スト。

2月 石川島造船所百余名賃上スト。阪神電鉄百二十余名賞与配当時間短縮要求スト。

6月 横浜左官職二百余名スト。

7月 甲府矢島製糸場女工四百五十余名スト。

8月 北海道炭鉱・別子銅山スト。呉海軍工廠のスト暴動化し指導者二十四名軍法会議。小石川砲兵工廠の首切反対闘争。

11月 神戸木挽職九百余名スト。

12月 大阪砲兵工廠一万六千余名賃上スト、警官七百五十名出動。岐阜多治見町の陶磁工スト。

明治40年

1月 大阪大日本製糖五百名スト。

2月 足尾銅山三千六百余名スト、暴動化し高崎連隊三箇中隊出動戒厳令布かる、検挙三百余名。生野銀山五百余名の賃上スト。三

池炭鉱中四坑の大工、鍛冶、坑夫連合スト。長崎三菱造船所八百余名賃上時間短縮要求スト。

3月 夕張炭鉱坑夫七百名賃上要求スト。栃木県の石切工六百名、銚子の漁夫千名、横浜造船業組合船大工千名、王子の火薬製造所千名、横浜の裁縫工千名のスト。

4月 浦賀船渠の暴動六百名。幌内炭鉱千七百名賃上スト暴動化、軍隊出動検査二百四十余名。

6月 別子銅山千余名賃下反対スト、丸亀師団出動。横須賀海軍工廠一万余千増給要求。

7月 夕張炭鉱二千名、岡山県吹屋銅山六百名、同吉岡鉱山、生野銀山等賃上スト。

8月 郵船門司支店仲仕二百余名スト。

9月 大阪友禅染職工二千名スト。浦賀船渠百五十余名スト。

11月 大阪活版工組合六、七百名スト。

#### 明治41年

3月 小石川工廠一万余紛議。

4月 門司石炭仲仕五千七百名スト。東京和船船夫三百余名スト。

6月 大阪友禅染職工千八百名のスト。本所深川の左官職千五百名スト。

7月 高島炭坑暴動死傷二十五名。

10月 幌別銅山の暴動。

#### 明治42年

2月 対馬竹敷要港の職工六百余減給反対紛議。

3月 本所凸版印刷の紛争。

5月 長野運送業組合五百余名スト。

8月 三井神岡鉱山暴動化。

10月 室蘭製鋼所職工の反税騒動。

12月 室蘭製鋼所暴動事件。

#### 明治43年

1月 大阪松島分工場スト。

2月 京都電鉄二百六十名スト。

3月 大阪附近友禅染職工二千余名スト。

明治末期の労働運動と社会主義理論との関係

明治末期の労働運動と社会主義理論との関係

7月 浦賀船渠全員スト。新潟県村松町製糸女工スト。

8月 横須賀工廠一万人工廠長弾劾事件。

明治44年

1月 伊予松山の電車スト。

2月 横浜船渠賃上スト成功。

3月 鐘紡岡山工場九百名賃下反対スト。三重紡二千余名スト成功。

9月 横浜ジャパン・ヘラルド社スト。大阪汽船会社スト。横浜運搬会社六百名スト。

12月 東京市電六千余名スト、幹部六十三名総検挙。

明治45年 大正元年

1月 東京組合石炭回漕の船頭千五百名スト。

3月 呉海軍工廠千三百五十名待遇改善のスト拡大し二千五百名のストとなる、憲兵警官出動。三重紡二千名賃下反対スト不成功。

4月 鳥取製糸女工千余名賃金不払反対スト。郵船、商船、東海汽船等スト。

6月 神奈川県アームストロング四百名スト。

これらの争議の中で注目されなくてはならぬものは官営軍事工場、造船所、炭坑鉦山におけるものであり、そのうちいくつかは軍隊、憲兵、警官が派遣されてようやく鎮圧されていることである。これらの争議で特に社会主義者の直接行動論に大きな影響をあたえた代表的な大争議を二、三に限つてみよう。

明治四十年二月の足尾銅山の大会争議は有名である。それは社会主義者のあいだで直接行動か議会主義かが論戦されているその時に爆発した。日本社会党第二回大会を目前に控えて両論が火花を散らしているところへ足尾からの暴動とそれを鎮める権力側の処置を報ずる電報がつぎつぎと舞いこんできた。事件は二月四日朝坑夫と役員との衝突にはじまり、坑夫側が坑内見張所を破壊した。しかしこの騒ぎも大日本労働至誠会足尾支部員の説得によりいつたんは収まつた。しかし六日に至り

本山坑夫の間で不満が爆発し、見張所、事務所、選鉱所、住宅、火薬庫、石油庫などを爆破焼却し、鉱業所長宅を襲い、所長に重傷を負わせた。暴動の原因はつぎの三点に集約された。<sup>(註4)</sup>

△第一 鉱業法に「物品を以て鉱夫に賃銀を払うことを得ず」とあるにも拘らず足尾には習慣上頭役に坑夫に代りて賃銀を受取るの権利あり、而して頭役と鉱業事務所とは同穴のものなるより、坑夫は頭役より強制されて、いやいやながらも会社の販売店より粗悪にして高価なる日用品を買い入れざるべからざるに原因し

△第二 鉱山役人中に敗徳漢多く賄賂の如何によりて坑に甲乙を付け、賄賂を送るもの、遊んで居ても食えるに係わらず正直なる坑夫は働きぬきて尚お月々借金の増すこと等に原因し

△第三 近年物価の騰貴甚だしきに係わらず賃銀の少しも上らざる等に原因す

というものであつた。野蛮な飯場制度、原始的労働関係、封建的身分関係のなかにとじこめられていた足尾銅山の労働者は坑夫と役員との感情的な衝突を発火点として爆発したのである。この爆発は会社の力では收拾することができず、また警察の力でも鎮めることができないで軍隊三個中隊と憲兵一小隊が派遣され全山に戒嚴令が布かれたのである。会社の損害は金額にして二十八万三千六十二円、足尾銅山の産出量の三分の二は当分産出できないという莫大なものであつた。<sup>(註5)</sup>

長崎三菱造船所の木工部労働者八百人がストライキに突入したのは日本社会党第二回大会の前日、すなわち明治四十年二月十六日であつた。二割の賃上げと労働時間延長に反対する労働者は請願書を会社側に提出した。会社側は労働者の要求を受けいれることができるがこれを認めては威信にかかわるといふ理由で拒否し、制服巡查百三十名、私服刑事五十名を動員して警戒にあたらせた。これにたいして労働者側はつぎの三カ条からなる盟約を結んで対抗した。<sup>(註6)</sup>

一、今回の増給問題にして若し容れられずんば木工部は挙つて辞表を提出し、各同盟者が三菱に積金せる元利金は総て平等に分配するこ

と

二、各同盟者は平和の手段の存する限りは腕力に訴え粗暴の行為に出でざるべし  
 三、同盟の裏切をして出勤又は同盟の内幕を会社側に密告したる者は、即時二十円の罰金に附し厳酷なる肉体上の制裁を加うるべし  
 という盟約を結んで五日間のストライキに入つた。木工部五百名のストライキはたちまちのうちに五千名の長崎三菱造船所の全労働者を動揺させるに至つた。はじめストライキ側は平和の手段が存する限りは腕力に訴え粗暴の行為に出ないとしていた。しかしながら、三菱本社の方針が要求者・不穩の挙動のある者は解雇し積立金の全部を没収すべし、という威嚇的なものであることを知つた時、ストライキ側は硬化した。不穩の空氣があたりにみなぎると憲兵が繰り出されて警戒にあたるという状況にまでなつた。形勢ここにいたつたとき会社の態度は一変し労働者側の要求を実行することを約束せざるをえなかつたのである。

明治四十年六月、住友財閥の本拠である別子銅山に大暴動が勃発した。そしてこの暴動も警官と軍隊の出勤によつてようやく鎮めることができた。「内務大臣原敬の關係せる足尾銅山に大騒擾ありて後、幾干もなく今又西園寺首相の弟が經營せる別子銅山に大騒ぎあり、警官と軍隊の力を借らずんば鎮まらざる大騒擾の先づ最も現内閣に密接の關係ある山より始まりしは奇と云うべし」と温和な社会主義者でも表現せずにはいられなかつた。そして政府と密接に關係ある基幹産業の騒擾は政府・資本家対労働者の問題を真剣に考えさせずにはいられないほど重要な事件であつた。事件の原因についてみると、五月三十日坑夫等は飯場頭を経て昨年来引下げられている賃金を従前通りとなすべく三割方増加の請求書を提出したが聴かれなかつたので一日に至り坑夫三百名が集会して左の要求条項を決議した。<sup>(註8)</sup>

- 一、賃金三割の引上げ及入坑奨励金を受くべき日数二十七日を二十二日に短縮すること
- 二、火薬使用の爲め負傷せしときは従来其治療費は自弁たりしが将来鉱業所の費用を以て治療を受くること
- 三、採鉱抽籤上不利益の場所に当りたるものは従来請負賃錢なりしを将来は役賃錢となすこと

四、從來一ヵ月内二十五日以上入坑するときは米三升を借り居りたるも将来一日入坑するときは借用し得らるゝ事

というものであつた。この決議をすると会社側は主謀者数名を解雇し、なお要求を固執する者は悉く解雇すべき旨を通告してきたので坑夫が怒りだしたことが暴動の原因であるという。社会主義者の記した「騒擾日記」<sup>(註9)</sup>は

六月四日 午前七時二十分一発のダイナマイトの響を合図に坑夫負夫五百余名山王社に集まり協議を凝らして、先づ守衛屯所を焼きダイナマイトを擲うち採鉱所を破壊し運輸課及販売部に火を放ち、役員居宅を焼払うて引き揚ぐ

五日 朝より騒擾隊に加わるもの多く、夜に入るや山を越えて角石原に出で千余名隊伍を整えて南口に降り、採鉱、運輸の両課出張所を襲いて火を放ち轟進して東平を襲い技手の社宅、消防屯所等に火を放ち、鑿道のインクライン、撰鉱場、機械課、役員社宅等四十余棟を焼く

六日 此の日朝までに鎮撫の爲めに来りし警官の数二百余名の多きに達す、午後安藤愛媛県知事出兵の要求を爲す、先是鈴木住友家総理事善通寺の兵營に馳け付け行軍演習の名とし出兵せしむ、併し出兵要求前和田愛媛県警務課長は山に上りて坑夫等を説諭し静穏に帰せしめ居りし也、されど説諭を受けざりし一隊此の夜小足谷を襲うて十二棟の役宅を焼払えり

七日 軍隊到着坑夫側は何事をも為さざりしも、鎮撫側は色々騒ぎを爲したり

八日 坑夫の中逃走するものあり、縛に就くものあり

九日 軍隊と警官にて要所要所を固め兼ねて採鉱課に於て取調べ置きたる坑夫負夫の素行調べにより暴動の主謀者を捕縛す、此の日午後より金山鎮静す、併し坑夫等は力及ばずして鎮まりしものにて、住友家彼等の要求を入れてにあらざれば彼等の感情は尚お鎮まれるものと見るべからず

住友家の損害概算二百万円と称せらる、坑夫三日間の破壊力も亦大なるかな

と記していた。

足尾銅山、長崎三菱造船所、別子銅山の三大ストライキはいずれも明治四十年のできごとであつた。そしてこの明治四十

年という年は明治史上もつとも多くの労働争議が激発したのであつた。しかもこれら三大争議をはじめ多少とも大仕掛の争議は警察により鎮圧され、それでも鎮められないときは憲兵、軍隊の出勤により争議を封殺するという新たな手がとられた。明治四十一年以降争議は減少し、四十四年から再び活潑になるが明治四十三年のいわゆる大逆事件をあいだには喜んで労働者・社会主義者運動に敵しい圧迫がのしかかつてくる。このなかで明治四十四年十二月三十一日から三日間にわたつて行われた東京市電従業員六千名のストライキは重要であるが、それは後に改めてとりあげることにして、以上みてきた明治四十年を一大ピークとする労働争議を背景とする社会主義者の思想と運動の推移についてみていこう。

(註1) 『職工の前途』(労働世界 第二十七号 明治三十二年一月一日)。金子堅太郎は明治三十一年十一月二十日の労働組合期成会の演説会に招かれ上の演題で弁じた。その演説が『労働世界』の第二十五、二十六、二十七、二十八号にわたり分載された。

(註2) 大河内一男『黎明期の日本労働運動』(岩波新書)二〇四―五頁。大河内教授は農商務統計、明治大正国勢総覧により本表を作成している。

(註3) 『日本労働運動史社会運動史年表』(青木文庫)及びこの年表に従っているとと思われる森喜一『日本労働者階級状態史』(三一書房)一七八―九頁、一八四―五頁に負う所多し。右一著に記載されている争議は実際より少く、また大きな争議でも記載洩れが多い。不正確な点もなくはない。いずれ筆者もより詳細な年表をつくりたいと思つている。

(註4) 西川生『足尾騒動詳報』(日刊平民新聞 第十九号 明治四十年二月八日)

(註5) 「其後会社の計算に依れば足尾事件の損害高は建物五万二千五百四円、器具機械十一万八千五百六十六円、倉庫品四万五千円。役員損害六万六千八百二円、合計二十八万三千六百二十二円にして尚お足尾銅山一日の生産高は本山一万一千斤、通洞一万三千斤、小滝九千斤、総計三万三千斤なるが本山通洞の二坑は当分始業の見込立たずと云えば足尾銅山は当分三分の二の産出減少を来すことならん従つて当分鉱業会社の利益の減少の程度も想像に難からずと是れ足尾坑夫の三日間の破壊力なり」(足尾坑夫の破壊力) 日刊平民新聞 第五十一号 明治四十年三月十七日)

(註6) 「三菱のストライキ」(日刊平民新聞 第三十二号 明治四十年二月二十三日)

(註7) 「別子銅山の騒擾」(社会新聞 第三号 明治四十年六月十六日)

(註8) 「別子銅山の騒擾」(大阪平民新聞 第二号 明治四十年六月十五日)

(註9) 前掲「別子銅山の騒擾」(社会新聞)

### 三 明治四十年の争議に対する直接行動論者の反応

前節でのべたように足尾銅山の暴動は日本社会党第二回大会の直前であつた。この暴動は幸徳秋水の直接行動論に拍車をかけた。事件起るの報に接した幸徳は昂奮のあまり自らを制止することができず、平民社の入口を出たり入つたりしていかにも感に堪えざる面持ちであつたといふ<sup>(註1)</sup>。日刊平民新聞はその冒頭の論評で足尾坑夫の活動をもつて労働者階級の覚醒であり、いまにして支配階級が反省しなかつたならば騒擾は足尾だけでやまないであろうと警告した<sup>(註2)</sup>。また同紙は人類の歴史は一面において労働者階級破壊力の歴史である、わが日本の歴史も将にこれにより大いに變化していくであろうことを信ずるとも論じた<sup>(註3)</sup>。こうした反応の上に立つてなお一層積極的にこの暴動を評価したのは外ならぬ幸徳秋水であつた。幸徳は日本社会党第二回大会において、田中正造は代議士として二十年間足尾の鉍毒問題で働いたが結局何一つ解決することができなかった。しかるに足尾の労働者はたつた三日間で権力階級を戦慄せしめた。議會二十年間の声よりも労働者の三日間の運動の方が効果があつたことを認めざるを得ない、といひ、この事件を議會主義否定、直接行動論の有力なる実験であり証明であるかのように利用した<sup>(註4)</sup>。これより先、大杉栄は革命的社會主義の立場より議會主義は社會革命の氣勢を弱めるもので、革命は労働者の直接行動によらなくては実現しえないものであるという直接行動論者に改宗したことを同志に言明して<sup>(註5)</sup>いた。ついで竹内余所次郎も大会の前日幸徳の立場を支持することを言明したが、明治四十年という時点においてはなんと云つても山川均が「予は直接行動に信頼するものである<sup>(註6)</sup>」と大会終了後直接行動論に改宗したことを言明したことは重要である。山川は議會というものはすでに歴史的意義において過去のものであり、すではたすべき機能をすべてはたし終えたものである、社會主義が議會主義の立場をとる以上はいかにノーコンプロマイズ（非妥協）を叫ぶといえどもついに國家社會主義が社會改良主義の実験位で終つてしまふもので、その点から社會主義實現の望みを議會にかけることはできないのであ

ると断定した。そして山川はわが国の労働者によつて一日も早く議会主義を放棄するという決議案が朗読される日の近いことを熱望するといふのである。山川の直接行動論への改宗は、幸徳の直接行動論の移入紹介につぐ第二の重要なポイントだと思ふ。その理由は二つ考えられるが、まず第一に彼は社会主義陣営に身を投じて以来、同僚後輩はもとより先輩からも一置かれた明晰な理論家とされていたことである。後年、山川は幸徳の直接行動論に共鳴したのは革命を遂行するためではなくて、自らがより革命的であることに満足するために威勢のよい直接行動論に左袒したと告白したとき(註7)、かつて山川と同じく幸徳論を支持した荒畑寒村は山川にしてそうだというなら自分が「より革命的であることに満足する」多くの青年の典型的な一人であつたとしても不思議はあるまい、(註8)と言つているところからもわかるように山川の影響力は当時の社会主義者の中では甚大なのである。明晰な理論家と目され同志から畏敬された山川の直接行動論への改宗は社会主義者の動向を大きく直接行動論の方向へもつていく力をもつているが、次に注意すべきことは大会以後山川は直接行動論に関連する論文を精力的に発表していることである。大会後東京を離れて病身を故郷に養つた幸徳のあとを承けついで直接行動論を鼓吹してやまなかつたのは山川である。山川は幸徳のお株を奪つた形すらとつた。

ところで山川は、はたして明晰な理論家であつたかどうか検討するに備する。私見を記せば明晰な理論家というより一流の修辭家であつたといふべきだろう。たとえば

社会の改造は一日に来るものではないが、併し乍ら其来るや一撃に頭わるゝものである、如何に延長せられたる線でも、其最終は矢張一点である、吾々は線を認めると共に、此一点を認めなければならぬ、歴史は不斷の進化である、然れども進化と進化とを結び附けるものは革命である。

歐洲の社会主義が議会に於て初めて動き、政党に依て初めて活くるの間は、未だ労働階級が真個に自覚に於て動いて居る時ではない、社会主義の勢力は今や無数の小さな孔から散乱する水のようにである、権力階級は決して長く之を忍ぶものではない、必ずや自己の自衛の

為めには集会の孔を塞ぎ、新聞の孔を塞ぎ、政党の孔を塞ぎ、議会の孔を塞ぐに相違ない、此時に至つて初めて権力階級が最後の強力に訴うるとも、遂に塞ぐ事の出来ない大いなる水勢が迸ばしり出づるであらう、之れ労働階級が真に自覚に依て動くの時である。(註9)

という一箇所をとつてみてもわかる通り素晴らしいレトリックである。明治・大正・昭和の三代の社会主義者のなかで山川のレトリックは最右翼であらうと思う。幸徳の文はほとぼしるような情熱において、堺利彦のそれは大衆に親しまれやすい軽妙さにおいて、そして大杉の文は獨創性においていずれも山川の文章にまさつていたと思う。山川の文は幸徳のそれに比し冷やかであり、堺のそれに比しインテリであり、大杉の文に比し翻訳的であつた。しかしレトリックの点ではずばぬけていると思う。そしてさきあげた山川の文についても他の論文についても共通していえることだが、運動が地についた大衆的なものでなければいほど、その理論が実証的であり現実的であるかどうかということよりも読者はそのレトリックに心を魅かれるものである。第二次大戦後、明治四十年代の山川は革命を遂行することよりも気分的により革命的であることに満足していた青年であつたと告白した。そしてあの時点においては幸徳の直接行動論より田添鉄二の議会主義論の方が正しかつたと自己批判したのであつた。このことは山川は自ら明晰な理論家でなかつたことを証言したものだといつてよい。そうだとすると山川にのこるものは何か。それはレトリックだけである。山川にあつたのはレトリックだけということの断定は明治四十年の山川だけにあてはめられることなく、その後の彼の生涯を通じて言えることである。そういう山川が第二次大戦の前後を通じてわが国の社会主義理論家の第一人者に仕立てられていたということはそれだけわが国の社会主義運動が幼稚であり、理論が観念的であつたことをしめすものである。

山川は議会主義を攻撃して直接行動論の進路を切り開き、ストライキを説いて直接行動論を推進しようとした。すなわち彼はドイツの社会民主党が議会においてその勢力を占め皇帝に種々の譲歩をなさしめたことを認めつつもそれはまた皇帝を含む権力階級の命脈をも引き延ばすことにもなつた。だからこの点では差引零である、したがつてドイツ社会民主党を弁護

する点があるとすればそれは労働者階級の団結と訓練をなさしめたということだけである、<sup>(註10)</sup>として議會を通じて行う改良主義を否定した。歐洲の社会主義が議會において動き、政党によつて活くる間はまだ労働者階級が真に自覚していない時である、社会主義が言論の舞台を追われる時それは工場に潜入していく、新聞を奪われる時社会主義は抗道の底にもぐるのである、社会主義の政党を奪われる時は生命ある伝道と訓練がはじまる時である、そして議會に集約されるような政治運動が止まる時こそ経済的の革命が到来する時であるといつたが、この論理からするとすべての言論、集会、結社の自由が剝奪された時革命のチャンスが到来するということになる。こうしたおよそナンセンスな論理が歓迎されたところに運動の空転があつたのである。

明治四十年は將に「同盟罷工の時代」<sup>(註12)</sup>であつた。そしてそれは社会主義者たちには労働者の勝利の時代のごとく思われ<sup>(註13)</sup>た。こうした状況を背景におきつつ展開した山川のストライキ論はつぎのごとくであつた。すなわち近世の物質文明は人類歴史の花といわれているが、学者はこれを学問の進歩に帰し、資本家はこれを資本の増加に帰しているが、そんなものは労働者階級が労働の手を止めさえすれば指一本動かすことなく懐手で破壊しうるものである、はたしてそうなら資本家が全世界の軍隊と警察とを集めて、労働者階級を鎮圧せんとする計画よりも、労働者が手を拱ぬいて権力階級の自滅を計るストライキこそ、さらに恐怖すべき権威をもつものであるという論法であつた。<sup>(註14)</sup>この理論は足尾銅山の暴動が軍隊によつて鎮圧され、長崎三菱造船所のストライキが警官の弾圧と憲兵派遣の噂のなかで収拾された後の論文であることを考えるとあまりにも空想的であつたといわざるをえない。

直接行動論者としての山川均の思想は別子銅山の大暴動が勃発するとその筆は火を吐いた。要点だけ左に抜書きしよう。<sup>(註15)</sup>

別子事件の飛報に接するや住友本店は人を急派したり。電報は語つて曰く、『総理事鈴木馬左也は別仕立急行列車にて五日午後二時大阪より尾ノ道に向け出発せり』と。吾人は先づ別仕立急行列車の重宝を想うては、資本家階級が文明の恩沢に謳歌するの誠に謂れあること

を感じる也。

(中略) 一百万円の現金を懐にしたる鈴木馬左也の足は善通寺第十一師団の指令部に運ばれしなり。之れが結果は如何。無邪気なる新聞社員の電報は伝えて曰く、『鈴木住友理事来り、願により当師団にては歩兵四十三連隊より阪本大尉の引率する混成一箇中隊行軍演習の目的にて 木津川丸にて新居浜に着、別子銅山に行く』と嗚呼夫れ然る乎。

記憶せよ住友氏は日本帝国の大資本家にして宰相西園寺侯爵は其骨肉たり然して一度び其虐使せる賃銀奴隷の反逆に逢うや、陛下の軍隊は其願に依り別子銅山に向つて行軍演習を行うと謂う。誰れか能く之を信ぜんや新聞記者の誣も亦甚しと謂う可し。演習と騷擾固より其間に毫末の關係あるに非ざる可し。吾人は唯だ天下の労働者諸君と共に、謹んで此悲壮なる大演習の結果に擬視せざるを得ざる也。

(中略) 別子の労働者は小銃ピストルを有し遙かに新居浜を睥睨しつつありと云い然して其戎器は火薬庫を占領して略取したる所なりと云う。(中略) 伊予は辺陲の地と雖も、未だ別子銅山に山賊の出没することあるを聞かず。然して大資本家住友は小銃ピストルを其倉庫に備えて、私に軍備を修むと云うに至りては、吾人其何の意たるを知らざる也。

嗚呼此軍器あり、此金力あり、警察あり憲兵あり。然して行軍演習あり。斯くの如くにして『暴徒』に当らんとす。総て是等のもの、住友之を動かすとせば、吾人は金銭の威力に懼伏せん。『暴徒』の『暴力』之を動かしたりとすれば、吾人は労働者自覚の実力に驚駭せざるを得ざる也。

と説いて政府・資本家・警察・軍隊の密接なる關係を示し最後に「階級闘争の未来に教訓の光を投ずる者あることを拒む能わざる也」と結んでいた。この山川論文にはなお表現の婉曲なところがあつたが、それでも外国ではなく、じつに「わが国」の政府・資本家・警察・軍隊の關係をこれほどに暴露した論文はこれまでになかつた。この四者がわが国において階級戦線の一方の陣營を形成するものであり、その形態は違つても地下茎は通じた一つのものであつて、労働者階級の共通の敵だとは明言していない。しかし全体を通読するとそういう結論にならざるをえない内容であり論理である。社会主義者たちが「権力階級」というときその一つの単語の中に政府・貴族・資本家・警察・軍隊を含んで考えていたことは疑う余地がな

いが、「軍隊」だけは権力階級とはつながりがないという表現を用いるのが常であつた。しかし足尾暴動で軍隊が派遣された事実に基づくから、さらに別子暴動では住友財閥の「願い」により名目は「演習」ということではあつても遂に軍隊が出動したことにより、社会主義者たちはいまこそ軍隊も権力階級も形成する有力な要素であることを断言せずにはおれなくなつたのである。社会主義者たちは表現をあいまいにしたり、外国の例をあげて逃げる必要はなくなつたのである。彼等は事実があるがままに書きさえすればよかつた。そして多少は筆を押えてはいたがついにあるがままに記した。山川のこの論文はその意味において記念すべきものといえる。

足尾、三菱、別子の暴動以後にもいくつかの大きな騒擾があつた。そうした状況において権力の側から打たれる手は鉛と鞭であつた。山川はそれをとらえて弾圧よりも政府の社会政策的譲歩の方が労働者にとつては恐ろしいのだとつぎのように力説した。迫害はもとより恐ろしい。しかしそれ以上に恐ろしいものは綿羊の姿をもつて労働者と社会主義運動をまどわせる政府の社会政策である。この社会政策の手をうたれないためには恐ろしいものは綿羊の姿をもつて労働者と社会主義運動の避く能わざるものとして甘受すべきである。鎮庄と社会政策はこれじつに日本の社会主義運動に投ぜられた謎語である。「如何なる時と雖も、社会主義の運動に、確乎たる階級闘争の態度と、鮮明なる旗色を要せざるの時なしと雖も、然かも今日に於て予は特に其然るを感ずる者也。別子銅山に次で帯江銅山のストライキあり。夕張炭鉱のストライキあり。労働者の自覚は、電気の如く頭より頭に伝わりつつあり。平民階級の要求にして、唯に労働者保護にあり、団結の権利にあり、選挙権の配当にありとすれば、吾人は自個と労働者の自覚を欺いて、政府の国家社会主義を讚美するに若かず。然らざれば、恐る可き鎮庄と迫害を冒して、社会主義の第一原則の上に確立す可き也。然して之に対する同志諸君の採決は、真に日本社会主義運動の将来を決定す可き最後の断案と謂う可し」と社会改良主義に反対すべしと説いたのである。<sup>(註16)</sup>資本主義制度を倒して社会主義社会を生み出す手段は総同盟罷工しかないのである。総同盟罷工の原則は唯だ一言でつきる。それは生産せずして消費することであ

る。「資本家は、現に生産せずして労働者の生産物を掠奪し、消費して居るではないか。総同盟罷工とは、即ち資本家が國家・政府・法律・軍隊の保障の下に長日月の間行い來つた事を、労働者が僅かの時間の間やろうと云うのである。即ち生産せずして消費するのである」<sup>(註17)</sup> というのが当時の山川のすべてであつた。これによれば工場法、労働組合法の制定とか普通選挙権の獲得とかいうものは社会主義とは相容れないものであると考へたわけであるが、これはさきにもみたところの労働者階級は言論、集会、結社の自由を完全に剝奪されたその瞬間に革命の機が到來すると考へたと同様彼の觀念論を示すものである。また尻尾・別子銅山の暴動に対する軍隊の派遣という経験のあとでもなおゼネストが容易に出来るものと考へたところに幼稚な空想性が如実に示されている。権力の厳しい圧迫にあつて山川が学ばねばならなかつたことは一歩後退し、カモフラシユをしてでも二歩前進するという姿勢、つまり改良主義を採るということであつた。しかし彼は学ばねばならぬことからは何一つ学ばなかつた。それに反して彼は学んではならないところのものを身動きできないほどにかかえこんでしまつた左翼知識人の重症患者であつた。

空想的・観念的の重症患者は一人山川だけではない。たとえば大石禄亭が、「全体、階級闘争の最後の決戦と言うものが何時の日にあるか、僕等には一寸考が附かぬが、是に達するまでの間は絶えず小ぜりあいが行われ、或は敗れ或は勝ちて終りの一大決戦によつて遂に資本家の根底を覆えす事だろ」と思う。其内で或は負軍の方が余計にあつた所が、我々は最後の勝利を望むものだから決して心配には及ばぬ<sup>(註18)</sup> といふ労働者はストライキをおそれてはならぬというのであるが、これとて彼等の背後に労働者の大軍を率いていたならば最後の勝利までその間の敗け戦は辛棒せよということとは言えない筈である。労働者は最後の決戦に臨むまで常にエネルギーをたくわえておかねばならず、生活しなくてはならない。そういう労働者が小ぜりあい、敗けるということとは明治時代の段階では職業を失ふことであり、生活力をおびやかされることであるということ直視した者ならこういふ論理は振り回さないだろう。労働者は小ぜりあいの段階でも常に既得権に上廻る効果をあげなく

ては決戦に臨む前に戦闘力を失つてしまふだろう。

山川均を総帥として大石祿亭、森近運平、白柳秀湖、大杉栄らが総同盟罷工に賛同し、あるいはそれを紹介すると、病身を海南の地に養つていた幸徳秋水は

慾目、蟲屑目かは知らざれども、各地同志中、姑息なる国家主義的改良策に満足せず、議會政策の無効を悟りて『労働者の解放は労働者自身に為さざる可らず』てう旗幟を押立てゝ進まんとする者、続々多きを加うるが如きは真に喜ぶ可きの現象にて候、欧米の社会運動の大半、即ち所謂社会民主党、万国社会党の運動が、単に少数の首領、先輩、政治家、策士の勢力名誉利益の爲めに利用せらるゝを免がれざるの時に於て、後進なる日本の社会運動が一躍して真正平民階級の直接運動たるの模範を示すに至らば、如何に愉快なる可きぞ<sup>(註19)</sup>

と満足していた。幸徳はアメリカから帰国した時はじめて「直接行動」なるものを紹介したが、それは欧米において澎湃としてまきおこつてきた「世界革命運動の潮流」であると言つて紹介した。そして彼はやがて議會を通して積み重ね式に改革をしていく改良主義はこの際一挙に放棄して直接行動によつて革命を一瞬の中にかちとるといふ運動方針を日本社会党は採用せよと叫んだのであつた。しかしそれから一年とたたない明治四十一年一月に執筆された右の文字は何たることであるか。欧米の社会運動は墮落しており、わが日本の社会運動は一躍して世界の「直接運動たるの模範を示す」に足る程に成長しているというのである。主客はここにまつたく転倒したが、幸徳の文字通りにわが国の社会運動が内容のともなつた「直接行動」的なら論理としては間違つていない。しかし社会運動の実態は言うに及ばず、「直接行動」を唱えている論客が等しく空想的観念的言葉の遊戯をしていただけに過ぎず、その遊戯を遊戯として見ぬけなかつたところに右の幸徳論文には二重のナンセンスがうきぼりされている。

日本社会党第二回大会以後の直接行動論者のナンバーワンは山川均であつた。そこで山川を中心にしてその他の直接行動論者が明治四十年の労働争議の激動期のなかで彼等の理論をいかにとぎすましていつたかのみてきた。とぎすまされたとい

うことはそれはたしかに一見鋭くみえるが、それがそのまま現実の病根をえぐり出すメスになつたということではない。むしろ逆にとぎすまされた理論は観念と空想の遊戯と化していつた。山川は後年「私は二た口めには『労働者のために』と言ひ、『われわれ労働者が』などとも言つた。しかし吾々の運動が労働階級とどんなつながりがあるというのだろうか。なんにもなかつた。後ろを振りかえつてみて、吾々の運動には、いつたい何人の労働者がつづいて来ていたろうか。なんにもなかつた。まだ初歩的なものだつたにせよ、労働者の自覚が飛躍的に進んでいたことは、労働争議のうえにも現われていたが、吾々の運動は、それと何のゆかりもない平行線ではなかつた。自分のやつてゐることすべてが、社会主義社会の実現に役だつてゐる運動ではなくて、安価な——あるいは非常に高価な——自慰や自己陶醉にすぎないのではないかと疑問は、たえず私の頭をかすめていた<sup>(註20)</sup>とまるで他人事のように過去をかえりみてゐるのである。山川は直接行動派の大黒柱であつた。その山川にして直接行動論を展開しつつこのように迷ひ懷疑してゐたのである。歴史は山川の言うとおりの当時の直接行動論は山川らにとつての自慰であり自己陶醉以外の何物でもないことをはつきりさせた。ということとは山川は明晰な理論家でもなんでもなく紙の上の煽動家にすぎなかつたことをはつきりさせたことである。それにしても、なぜ観念的な論議が数の上で議会主義支持者を上廻つていつたかという問題かのころう。それになりたいする解答の糸口はいま引用したばかりの山川の回顧の中にひそんでゐる。山川をふくむ直接行動論者には労働者とのつながりがなかつたということである。だから彼等は何を言つても大衆や労働者から批判攻撃される心配はなかつた。責任をとる必要がなく、すべて無責任に近い発言だけでよかつたのである。直接行動論者には後衛がなく、それ故に彼等は前衛にもなれない、要するに体制を批判する小グループにすぎなかつたのである。

(註1) 吉川守閑『荆逆星霜史』(不二書房 昭和十一年) 一五二頁

(註2) 『足尾坑夫の活動』(日刊平民新聞 第十八号 明治四十年二月七日)

- (註3) 「破壊力」(日刊平民新聞 第二十一号 明治四十年二月十日)
- (註4) 「幸徳秋水氏の演説」(日刊平民新聞 第二十八号 明治四十年二月十九日)
- (註5) 「欧州社会党運動の大勢」(日刊平民新聞 第二十二号 明治四十年二月十二日)
- (註6) 「社会党大会の成績」(日刊平民新聞 第二十九号 明治四十年二月二十日)
- (註7) 上条愛一『労働運動夜話』(一燈書房 昭和二十五年四月) 二二八頁
- (註8) 荒畑寒村『ひとすじの道』(慶友社 昭和二十九年九月)
- (註9) 「欧洲の革命運動」(日刊平民新聞 第三十七号 明治四十年三月一日)
- (註10) 「独逸社会党の地位」(上)(下) (日刊平民新聞 第四十三、四号 明治四十年三月八、九日)
- (註11) 前掲「欧洲の革命運動」
- (註12) 日刊平民新聞第三十九号(明治四十年三月三日)に「同盟罷工の時代」と題して左の記事が掲載されている。  
各地の鉱山、工場、日として同盟罷工の声を聞かざるなし、果然世は同盟罷工の時代となれり  
之を見て怒る者あり、恐るゝ者あり、驚く者あり、泣く者あり、左れど如何に泣けばとて笑えばとて、同盟罷工の時代となるは事実也  
商工業勃興し、資本家大儲けをなし、物価日に昇騰するに際して、労働者が其地位の改善、利益増進に関する要求の、続々呈出し来れるは、  
自然の勢い也、賄賂も買収も離間も中傷も、此自然の勢いに抗する能わず、果然世は同盟罷工の時代也
- (註13) 日刊平民新聞第三十九号に「労働勝利の時代」という左のごとき短文が掲載されている。  
世は惟に同盟罷工の時代となるのみならず、更に労働者勝利の時代となれり  
足尾坑夫の賃金は増額せられたり、三菱造船所職工の要求も容れられたり、宮城横峯坑夫の希望も貫徹せられたり、其他各所の団結せる労働者  
者の賃金時間等に関する要求は、其同盟罷工を挙行するとせざるとに拘らず、大抵目的を達する者の如し、而して其団結の多数なればなる程、目的を達するに容易なるものゝ如し
- 労働者の暴行は固より非也、然れども多数労働者の団結の勢力が、能く資本家階級を動かし、社会を動かすに足るの事實は近時明かに証明せられたり
- 然り、世は労働者勝利の時代となれり
- (註14) 「ストライキの話」(日刊平民新聞 第六十五、六、七、九号 明治四十年四月三、四、五、七日)
- (註15) 「別子銅山騒擾事件の教訓」(大阪平民新聞 第二号 明治四十年六月十五日)
- (註16) 「社会政策と社会主義鎮匠(上)(下)」(大阪平民新聞 第五、六号 明治四十年八月一、二十日)
- (註17) 「総同盟罷工の話」(日本平民新聞 第十二号より第十六号まで 明治四十年十一月二十日より同四十一年一月二十日まで)

(註18) 「ストライキ論」(日本平民新聞 第十二号 明治四十年十一月二十日)

(註19) 「海南評論」(日本平民新聞 第十六号 明治四十一年一月二十日)

(註20) 山川均『ある凡人の記録』(朝日新聞社 昭和二十六年四月) 四二〇頁

#### 四 明治四十年の争議に対する議会主義論者の反応

日本社会党第二回大会の前と大会の当日直接行動論に真つ向うから反対したのは田添鉄二ただ一人であつた。後に田添と共に議会主義論を支持した片山潜はアメリカから帰国する船上にあつたし、西川光二郎は足尾暴動を取材中とられ獄中にあつた。

田添の直接行動論批判の論点はつぎのように要約できよう。(一)直接行動論者は、議員となれば軟化腐敗するというが労働組合の委員も軟化腐敗することがあるではないか。またかりに議会に多数の社会主義者が進出しても最近のドイツ社会民主党の例でもわかるように議会解散憲法中止の大権が権力階級にある以上社会党の議会活動は無意味であるというがそれならば直接行動も同様に権力階級の弾圧にあつて無意味になつてしまふではないか。そのことはロシアの革命運動がいつも兵力の蹂躪によつて失敗しているのを見れば明らかではないか。(二)社会改革を志す人々の往々にして陥りやすき短所は社会革命が一举になしうるといふ思想である。それこそ非科学的であり詩的想像である。我々の往くべき道はなるべく犠牲少くして効果の大なる方法を選ばねばならぬ、それには日本社会党は平民階級の教育・労働組合運動・社会主義政党组织と普通選挙権獲得運動・議会主義をとらねばならぬ。(三)平民階級の階級的自覚を喚起しその団結を計るもつともよい手段は議会主義である。議会は日本の政治組織の中核であり、現社会を組織する権力階級・資本家階級の利害の中心は議会である、この彼等の利害の中心点に向つて団結せる労働者の力を向け弾丸を抛つということはもつとも必要にしてかつ有効なることである。すなわち議会主義は労働階級対権力階級戦争のもつとも有力なる武器であらねばならぬ。(四)直接行動論者は権力階級に迫る

のに袴など着なくとも直接肉迫したらよいというが、議會を開いて権力階級がここから談判において下さいといつては以上、行ける所まで正面から袴を着けて行くのが順序だと思ふ、というのが田添の論理であつた。ところでこの論理も労働組合も存在せず、そして有権者は全人口の一パーセントそこそこという明治時代にあつてどうやつて議會に労働者の弾丸を抛つていくかということを考えれば、この時点では言い易くして実行不可能なことであつた。しかし教育宣伝と集會結社の自由、選挙権の獲得をめざす運動は直接行動より遙かに現実性があつた。そして山川均が後年認めざるをえなかつたようにその後の労働者階級は議會は「政治組織の中樞」であるという理解の上に立つて運動しつづけたのであつた。

片山潜がアメリカから帰つたとき彼は躊躇なく直接行動論批判の側に立つた。労働者階級は景氣の上昇下降に関係なく生活難に陥つていく、これを救うのは共働店(消費組合)をおこし労働組合を組織することであると片山はいう、そして

吾人は諸君が一層注意して騒擧暴動に出でぬよう、而も文明の職工労働者たるに恥じざるよう、大いに社会の大勢を研究して文明的行為に出でんことを渴望して止まざるなり、軌道をハズレたる汽罐車は決して進行して目的地に達せざるべし、先づ組合を組織して文明の手段に依つて進行を計るべし、團結は勢力なり、之に依つて其利益を保護するは日露戦争に於て諸君が自ら経験する所なり、秩序、規律、一致、進取、皆二十世紀の世に勢力を得る手段なり、ストライキは是れ或る場合には必要なるも決して容易に行うべき物にあらず、君子は戦わず戦えば必ず勝つ、勝算なくして戦うは愚の極なり、労働者が其当然の利益を主張するにはストライキより一層善良なる物あらん(註し)

といひ、労働者はストライキよりも外交政略(交渉)によつて利益を保護伸長せしめよといつた。そして最後に帝国憲法の下では我々臣民の権利は法律によつてはじめて生ずる、ところでこの法律は人民の代表がまず議決し、天皇の裁可を経て完成する、故に我々労働者は一致の行動に出でまず普通選挙権を得て議會においてその権利を主張すべし、これが今日とるべき唯一の方針であるとして結んだ。明治憲法の下では結果的にみて片山の言つたように簡単に労働者の権利は獲得されず伸張されなかつたことはたしかである。しかしながら片山の言うように労働者の組織なく、普通選挙権がなかつたならば一体

どれだけの労働者の権利は伸張されるであらうか。片山の見通しは甘かつたことは認めざるをえない。しかし長期的にみたならば一労働者の左の如き片山攻撃文より片山の主張の方に現実性が多く含まれていたこと、労働者の発言はその文字の過激に逆比例して全くプラス面がなかつたことはたしかである。

嗚呼。『文明的の職工労働者』、『文明的行為』、『君子』、『外交政略』!!

嗚呼。平和を熱愛する我等労働者は、如何に多年此の美わしき名に酔い来りしよ。而して又如何に此がために苦き経験の数々を嘗め尽したりしよ。されど酩酊は所詮酩酊なり、覚醒の期なかるべからず。

(中略) 片山先生、先生は我々臣民の権利は法律に依りて始めて生ずと謂わる。果して然るか、果して然んか。然らば請う先生先づ国会に往き皇帝陛下に拜謁して我々忠良なる臣民の為に権利の獲得を急がれよ。

され共先生記憶せられよ、我等は多年法律の所謂権利てう奇怪なる文字の為に翻弄せられ、虐待せられ来りて、此二字には実に深く深く骨髓に徹する怨を持つものなる事を。而して我等労働者の渴望する所のは、先生の熱望せらるゝ議席の多数や議会に於ける社会党議員の吐く警句や、将た又○○○○○○経たる一片の御布令にあるに非らずして、実に我等が過去に失いし我等が物の恢復と、未来に失われんとする物の防禦に在る事も併て記憶せられよ。

(中略)

左らば先生。恩愛の契り浅からぬ中を、涙を振つて分れ行かなむ。

先生は国会にノ

我等はパンにノ

労働者大衆は国会における議席獲得でなくパンを略取すればよいという思想は明治のこの時期だけでなく、大正の年代にもかなり長期にわたり一群の人々によつて主張されたところのものであつた。しかしそのどちらをとつて検討してみてもそういう主張は結果として国家権力構造に何等決定的な変更をもたらさなかつた。パンを求めようとすれば議会を拒否して直

接行動によるのではなく、じつに国会を通してでなくては実現不可能であるということを世界の近代国家の歴史、そしてわが国の歴史は示している。その道は長く、いらだたしいほどの忍耐と努力を必要とするがこの道がもつとも確実である。われわれは片山の主張の中に甘さ・樂觀的なものがあることを認める。しかしながらこの際幸徳や山川の路線が観念的空想的でありすぎ、田添・片山の路線が樂觀的でありすぎたといつて両方を否定したのでは結局われわれは無思想無行動の立場をよしとすることになる。提出された路線はこの二つであつた。折衷論は「論」として出たが「運動」もしくは「行動」としてはなかつた。そうだとするとわれわれは幸徳・山川路線をとるか田添・片山路線をとるかどちらかに態度を決定しなくてはならない。われわれは躊躇なく田添・片山路線をとるべきだと思ふ。その両者を批判するだけでは無意味であろう。

明治三十三年に制定された治安警察法は労働者の団結・組合の結成はたしかに禁止していた。そのような状況の下で「労働組合法の如きを制定し、労働者の健全なる発達を扶助すべし。然らざれば労働者は社会の大勢に動かされて、急激に其権利を主張せんと焦躁し、却つて社会の不利益を醸すの虞れあり」と政府に労働組合法を制定せよといつてもたしかに実現の可能性はなかつたといえよう。しかしながら「労働者たる者、亦其地位と時勢とを研究し且つ自覚して、其権利を保護するに努むべし。決して輕挙して百年の大計を誤る可らず。(中略)故に労働者の前途は先づ組合を組織して常に秩序ある行為に出づべきなり」という片山の労働者への勧告に現実性がないとはいえないだろう。片山は明治三十年以来労働組合のオルガナイザーであり、自ら辛苦して組合をつくつた人であるし、大逆事件以後というもつとも困難な時節においても粘り強く労働者を組織しようとした人である。彼の立場はたしかに労資協調主義であつたし社会改良主義的労働組合主義であつた。しかしだからといって彼の立場を完全に否定するということは明治の時点で考えてみると現実において労働者階級の解放に何もなさないのである。なににもならないよりは労資協調、社会改良、労働組合主義の方がはるかに偉大なることをなしうるのである。したがつて片山を中心として田添、西川らの議社会主義論者がとつた左の立場は正しかつ

た。それは三点に要約できた。<sup>(註4)</sup>

一、吾人は微力非才なれど其志は日本の社会主義運動、労働運動を大成せんとするにある。その目的を達成するためには忍ぶべからざるを忍び、堪ゆべからざるに堪え、敵に乗せられないよう静かに歩調を整えて十年一日のごとくに進まなくてはならぬ。

二、改革者の陥り易き弊風は、迫害に激して矯激となるにある。と同時に此事を面倒がり、社会主義運動の中心を形成する労働者の教育を怠る。また迫害に激して短気となり、力の累積、勢力の貯蓄を忘れ快を一気に取らんとするようになる。さもなければ切角たくわえた若干の勢力を浪費し尽すということである。

三、吾人はまた新しき議論を追つていつて自己のみ進歩し、自己と労働者の間の次第に遠ざかりつつあるを知らざる者は指導者として価値なきものたるを思い、常に顧みようと思う。「急いては事を仕損ずる」「牛の歩みのよし遅くとも」という教訓を一層厳しく守ろうと思う。

この漸進主義的方针にそつて彼等議会主義論者は労働者が団結をして組合をつくり、暴行は許すべきではないが同盟罷工を行うのは労働者の権利である、労働者にこの二つの自由をあたえることがじつは労資の衝突を避ける道であると主張したのである。<sup>(註5)</sup> 労資の意思が疎通しないから足尾や別子の暴動が起るのである。労働者に団結の自由と罷業の自由をあたえ、会社側と労働者側との間にたえず意見の交換さえしておれば暴動などというものは消滅する、絶えず争う者の間には大いなる破裂がないのはすべての人事においていえることではないか。<sup>(註6)</sup> 労働者に団結と罷工の自由をあたえることが何より大切なのであるが政府資本家は「慈善」や「保護」によつて急場をしのぐうとしてにすぎない。すなわち工場法案、救済組合、労働保険などと労働保護に意を向けている、そしてこれは結構なことであるが他方において労働者や社会主義者に妨害を加えているようでは慈善も保護も名のみである。真の労働者の向上は「慈善も入らず、保護も入らず、ただ必要なるは同盟罷

工と団結の自由也。同盟罷工と団結の自由でう労働者唯一の向上の道なり<sup>(註7)</sup>と議会議論者は主張するのである。彼等の主張は労働者に対しては無軌道、無秩序な暴動でなく組合を通じて漸進的に要求をかちとろうといい、それと同時に政府資本家に対しては労働者の権利として団結と罷工の自由を認め、労働者と対等の立場で交渉し意思疎通せよというのであつた。

労働者に対して自重としかしながらたゆみなき前進を望み、政府資本家に労働者の権利を認めよと迫る議会議論者は、労働者の運動を指導する「改革者」に対しては大衆と遊離することなく、大衆と密着して前進することを忘れるなと警告したのであつた。すなわち大衆を指導して改革をなさんとする道は大衆が妻子を携えて進みうるものでなくてはならない、改革者、大衆運動の指導者と称する者が「妻子を携へたる九百九十九人が、踵を翻えし、而して単に狂気を帯びたる血性的の一人のみ能く進み得るの道を指し示さんか、其は実に危道を以て、改革の自然なる発展を障碍するものである。古来革命狂に属すべきもの、多く此危道を唱え、而して常識を逸するもの多く之に附和雷同し、遂に必要な惨劇を此地上に演せしこと数えるに暇なし<sup>(註8)</sup>」、改革者の往くべき道は唯一平凡道あるのみである、大衆の常識が批判して安全至極であるとする平凡なる大道にしてはじめて妻子を携へた幾千万の同胞平民が百年にわたつてなされるべき平民的革命運動に堪えうるのである、これ以外の道はありえない、というのである。こうした彼等の立場が実践面にあらわれたのが日本社会平民政党結成の動きであり、老車夫問題であつた。

彼等は社会主義を標榜する政党の必要が日に日に切ならんとしつゝあることを感じて、「憲法の範囲内に於て社会主義を主張し労働者の当然享有すべき権利の拡張を以て目的とする」日本社会平民政党を結成しようとし、その届出を行い、全国の同志に奮つて入党するよう呼びかけた<sup>(註9)</sup>。しかしながらこの結社は禁止された。議会議論者の考えはたしかに甘かつた。いかに国法の範囲内における活動といえども社会主義を主張したり、労働者の「当然享有すべき権利の拡張」を計る結社は時の権力は承認しなかつた。この段階ではたしかに幸徳・山川らの情勢分析はあつていたと言つてよい。それにもか

かわらず片山たちは日本社会平民政から半年後にいまだ一度政治結社の必要が迫つたとして平民協会の届出をしたことをどのように評価したらよいであろうか。その主張目的は

本会は憲法治下に於て社会主義の実行を努む

本会は前条の目的を達せんがため先づ普通選挙の実行を期す

本会は労働者をして労働組合を組織せしめて以て其経済的独立を計り国家産業の基礎を鞏固にすることを努む

とあつたが、<sup>(註10)</sup> これもまた結社禁止された。或者は明治末期の野蛮な政府の下において社会主義の結社を企てること事態が徒

労であつたと批判するかもしれない。しかしその一言の批判がいかに正しくともそれは批評家のものである。批評家はそれですむかもしれないが、実践家はそれではすまされない。たとえ不可能だとわかつていても一分の可能性を頼りに打てる手を

すべて打つてみるのが実践家であろう。またある者は平民協会の主張第三項にいたつては政府の同意を得んがために次第

にその主張を引き下げ、社会主義を解する者の所為といひ難きものがあると批評したが、これも傍観者的批評家的態度であ

る。原理原則を後生大事にするのも一つの態度であるが硬直した原理原則は批評の基準にはなつても実践運動には通用しな

い。困難なる状況の下では一步も後退しても橋頭堡をまず築くことが必要である。拠点をもたない攻撃は実践の中で

は存在しないのである。

この批評家と実践家の相違をより鮮明にしたのが老車夫問題においてであつた。明治四十年の十月中に警視庁では五十五

歳以上の老車夫数千人から営業鑑札をとりあげるといふ事件である。老車夫たちは「老車夫救済会」を組織し老車夫一同の

賛成をえて一つは警視庁に対し鑑札取上げの延期を請うと共に、二つには今後の老車夫間の相互扶助を行わんとした。<sup>(註11)</sup> 議会

主義論者たちはこの運動を熱心に支持し演説会を開いて反対運動を行い、ついに警視庁をして中止させたのである。これに

請願し、若し許可なければ慈善金を募集し失業車夫を救済せんとするもの由にて候。社会主義者も時には慈善事業を為すの必要も之れ有ること、相見え候<sup>(註13)</sup>と皮肉つた。幸徳をはじめとする直接行動論者たちは片山たちの改良主義のもつ重大な意義を理解できなかったのである。彼等にとつては何より大切なのは総同盟罷工により一挙に革命を達成するという原理原則であつて、それさえ守られれば老車夫が街頭に迷おうがその家族が飢えに泣こうが問題ではなかつたのである。頭の中にえがかれた最後の階級闘争の一大決戦まで無為にして過すこと、直接行動論者の言動をみてもそういうことに尽きるのである。これに対して議会議論者は

世には社会主義者は根本的改革のみを理想とし、小さな改革には反対するものぢやと云う人あり。社会主義者の中にも亦同様の言を為すものがある。されども吾人の見る所は是れと異つて居る。吾人も亦根本的改革を理想とするものなれど、是れが為に小改革は無用有害なりと為す者ではない。

非常に腹の減つたものには反て食慾がない。是と同じ理窟で、今日の如く低賃銀で長時間の労働に服して居る者には、殆んど慾望がない。是れに向つて新社会を説明し、根本的改革を説くも、彼はチョットも動かない。恰も馬耳東風である。であるから非常の空腹者にはお粥から食わせて行く様に、ゴク小さな改革から味わせて行かねばならぬ。ゴク手近な権利と自由の為に戦わせ、ソレから次第に改革運動に対する興味と其の自覚力とを大ならしめて行かねばならぬ。<sup>(註14)</sup>

と言うように改良主義にはそれだけの価値があることを十分認識していた。この確固として、揺がぬ改良主義擁護の主張は空想的でもなければ楽観的なものでもない。それは確たる現実認識の上に立つた信念であつた。彼等はもともとそのような信念で運動してきたのであつたが、いま彼等は改良主義の勝利すなわち老車夫問題の勝利をしつかりとにぎりしめたのである。彼等は老車夫にいう、すなわち諸君に向つて団結もつて請願をなすべきことをすすめたのは外ならぬわれわれ社会主義者でなかつたか。世に学者、論客は多いが彼等はみな紳士閥の代弁者であつて諸君のために戦うのは社会主義者以外にない

ことは今度のことでもはつきりしたといい、つづけて

されは諸君は今回の事よりして二個の教訓を得たるならんと信ず、其の教訓の一は、『社会主義者は労働者の信頼すべき最後の城なり』  
てう事にして、其の教訓の二は、『団結の力を以てすれば何物をも動かし得べし』と云うこと是れなり<sup>(註15)</sup>

と言つて社会主義者、といつても議會主義的社会主義者こそ労働者の何よりたのもしき味方であることを強調し、また労働者の団結を説いたのであつた。この成果と彼等の確信にくらべると幸徳の皮肉はいかにも無力である。幸徳らが何物をもなさなかつたとき、片山、田添、西川らは社会主義政党政党結成の可能性を一度ならず二度までも追求したこと、老車夫問題で勝利を獲得したことは忘れられてはならない。またここでは述べなかつたが地方遊説をあたうるかぎり試み、普通選挙権獲得運動にも力をそそいでいるのである。彼等の運動はたしかに一步後退していたところもあつたが無為にして過していた口舌の徒より低く評価される理由は何一つない。

(註1) 「労働者諸君に告ぐ」(日刊平民新聞 第四十号 明治四十年三月五日)

(註2) 「労働問題の前途」(日刊平民新聞 第四十五号 明治四十年三月十日)

(註3) 右同

(註4) 「創刊の辞」(週刊社会新聞 第一号 明治四十年六月二日)

(註5) 片山潜「団結と罷業の自由」(週刊社会新聞 第三号 明治四十年六月十六日)

(註6) 「暴動の原因」(週刊社会新聞 第三号)

(註7) 「労働者向上の途」(週刊社会新聞 第四号 明治四十年六月二十三日)

(註8) 田添生「緑蔭漫語」(週刊社会新聞 第十二号 明治四十年八月十八日)

(註9) 「日本社会平民法起る」(週刊社会新聞 第五号 明治四十年六月三十日)

(註10) 「没常識なる政府」(週刊社会新聞 第三十一号 明治四十一年一月一日)

(註11) 「好一对也」(日本平民新聞 第十六号 明治四十一年一月二十日) また山川均「平民協会の綱領を読む」(日本平民新聞 第十七号 明治四十一年二月五日) も同趣旨である。

(註12) 「老車夫問題」(週刊社会新聞 第十三号 明治四十年八月二十五日)

(註13) 「東京の社会運動 第二信」(大阪平民新聞 第八号 明治四十年九月二十日)

(註14) 西川生「実行的社会主義」(週刊社会新聞 第十七号 明治四十年九月十五日)

(註15) 「老車夫諸君に告ぐ」(週刊社会新聞 第十七号 明治四十年九月二十二日)

## 五 結 び

「今や我国の産業界は、ストライキの世の中となつて来た。其は宛然、燎原の火のように、工場より工場に、鉱山より鉱山に、仕事場より仕事場に伝わつて居る」<sup>(註1)</sup> というのが明治四十年の一社会面であつた。このように頻々と起つた各地のストライキも「政府の干渉、資本家側の頑強なる抵抗、団結訓練の皆無、準備の不十分、其他色々な原因のため、其九割九分までが、労働者側の失敗に帰し」<sup>(註2)</sup> たのであつた。こうした事実にかんがみ労働者のまずなすべきことはストライキではなく労働者が団結し組合をつくることである。すなわち自己の権利を拡張せんとし、資本家階級に敵対行動を開始するに先立つてまず必要なことは十分なる用意であり戦闘準備である、組合をつくるのが第一着手でなくてはならない、と田添鉄二は考へた。片山潜も十有二年の労働運動の失敗を反省して、運動が失敗したのは自分たち指導者の罪であり、熱心が足りなかつたのであり、経験が足りなかつたのであるといつて天下の労働者に詫びるのである。ところでわが国の産業界は過去十年のあいだに大いに発展したが労働者の分配はかわらず生活は日一日と困難激烈となつてくる。その上に労働者のためには工場法も組合法もつくられず、ストライキは罪悪視され治安警察法はいよいよその解釈を厳酷にせられ、一つの労働者保護法も出なくて、まつたく労働者は一縷の希望をも持てなくなつてゐる。だからこそ今日ほど労働運動の必要なる時期はないのである。「予は労働運動を以つて生命となす者なり。之れが為めには如何なる凌辱、侮辱をも耐え忍ぶべし。如何なる困難も難苦も貧乏も將又迫害をも意とせざるべし。今後予は労働者の為め運動し、為めに全身全力を奉納すべし。予は刀折れ矢尽

きても尚進んで労働運動を絶叫すべし。社会主義は子の政綱なり、主義なり。子の思想を支配する者は社会主義なり。之を標榜して労働運動を為すべし<sup>(註3)</sup>」と過去を反省し将来へ向つて血を吐くような信念を述べたのは明治四十一年一月一日の片山潜であつた。

田添と片山は自分たちの実践のなから反省し学びとり、現状を一步でも変革しうる糸口を模索しつづけたのであつた。あらゆる可能性を運動のなかで試みたのであつた。そして社会主義政党的結社を試み、老車夫問題を解決し、普選運動に力をそそぎ遊説を実行したのであつた。これに対して直接行動論者は片山らの結社の綱領が国家社会主義的だといつて痛罵し、老車夫問題に対して慈善事業にすぎないといつて皮肉り、普選については時代錯誤だといつて侮蔑したのであつた。そして口先だけがかまびすしかつたが、いかに何物をもなさなかつた。自分たちの運動のなから何物をも学びとらず、そして何物をも為そうとせず、総同盟罷工という原理原則論に縛られ、振りまわされていたのが直接行動論者であつた。

(註1) 田添鉄一「ストライキと社会主義」(週刊社会新聞 第二十三号 明治四十年十一月三日)

(註2) 右同

(註3) 片山潜「天下の労働者諸君に告白す」(週刊社会新聞 第三十一号 明治四十一年一月一日)